

比古婆衣

一

1曾5
33
1



6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

伴信友稿

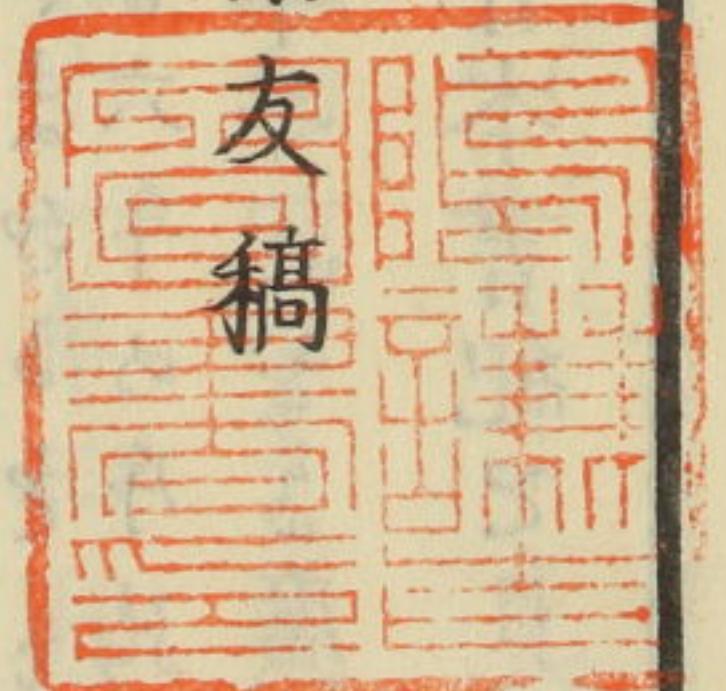
比古婆衣 初篇

皇都 五書堂合梓

比古婆衣一の巻

日本書紀考

伴信友稿



日本書紀をぞと日本紀と題らむたるを。れやよく弘仁の年中うゑ文人ふちの書字を加えて。日本書紀とも彌へふよき起て。遂小題名とありしと見え。然ふと續日本紀小養老四年云々舍人親王奉勅修日本紀と有。を始。六年史を更ふ。古書ども小そ悉く書字をき。釈日本紀小引たる。この紀弘仁私記序。始免て日本書紀と見えた
日本後紀弘仁三年六月戊子是日始令參議從四位下
紀朝臣廣瀬陰陽頭正五位下阿倍朝臣真勝等十四人講

日本紀ナニ散位從五位下多朝臣入長執講とトホ。此時の入長
の私記アリ。永正奥書本の書籍目録アリ。弘仁四年私記三卷。
多朝臣入長アリ。また此紀の竟宴歌の本アリ。延喜六年天慶六年
の度アリ。日本紀竟宴各分史アリ。得云云アリ。序と書出アリ。此
より前元慶六年の度も日本紀竟其序文アリ。とも小日本
宴云云アリ。とあえて序文アリ。書紀と書アリ。此竟宴歌の書を契沖カチウ宗尊親王の真跡アリ
禄十三年アリ。今井似閑カミイシケン小字へアリ。自筆アリ。本アリ。普
通アリ。寫本アリ。延喜六年の序文アリ。書字脱アリ。普アリ。おきら
決之文人の潤色作爲するを始アリ。小日本紀竟宴と書出アリ。る
も。旧名小依アリ。思ふぞし。さて延喜六年の序文アリ
作者アリ。三統宿アリ。又朝野群載アリ。載アリ。承和三年小記アリ。廣
裕理平アリ。隆寺縁起釋アリ。日本紀小引たる延喜講記アリ。日本書紀と見

えアリ。万葉集中アリ。日本紀アリ。日本書紀アリ。ともある。さて上
同紀大同元年七月アリ。是日勅アリ。僉據アリ。日本書アリ。云云アリ。
るを。後人の加筆アリ。今他本アリ。校アリ。由アリ。古語拾
遺アリ。ト部家傳來の奥書アリ。古本の奥アリ。此文を引アリ。小
文アリ。又後紀アリ。延喜十六年二月アリ。下アリ。是日。續日本紀アリ。撰アリ。
書アリ。字アリ。此本より據アリ。ものあるべし。又按アリ。よ後紀アリ。
承和七年小奏進アリ。弘仁アリ。至廿餘年後アリ。小撰アリ。書アリ。
るを。當時の名目アリ。記アリ。また是アリ。小りある。又アリ。さく
又後紀アリ。延喜十六年二月アリ。下アリ。是日。續日本紀アリ。撰アリ。
對アリ。多々アリ。然アリ。さて其次の文は其續日本紀の事をアリ。入
小單アリ。日本紀アリ。古書アリ。續日本紀アリ。以下アリ。

史シどもをもべて日本紀カナと云フること例アリ。大神宮諸雜事記天平神護二年神宮焼ヤハラガシ失條モト。日本紀二部と見えたる。此記カナと古く撰ツクするものあり。体タネどもぞら古記カナどもを此後書集シラフする書と見えたる。當時題名カナ一證シテもべし。此後の古書カナども小も。日本紀と書カナる多キ甚キ多く。日本書紀と書カナるをさく有ルことふきをもて。日本紀とシるが原モトを名メニある事を知ルとシふゆゆる。台記カタノメ久安四年四月升三事カタノメと記カタシム。大字を添タマハシたるへ珍チカラし。此方カタノメ私ワタシか尊ミツシメしてゆきさるカタノメこと辨シテし。然るふ此紀延喜四年本カタノメ。其後カタノメの古寫本カタノメ。今世カタノメ小ゆる慶長四年の國賢朝臣の跋カタノメ。即本カタノメおのきカタノメが見聞カタノメ。限カタノメの本カタノメも皆書字カタノメを上カタノメかシゆる弘仁カタノメ頃より始カタノメ。後カタノメ小題名カタノメとも爲カタノメするものもカタノメたり。然生カタノメども上カタノメ云フごく書カタノメども小を日カタノメ本紀カタノメと書カタノメたるがカタノメいこく多キき。願カタノメよき。

名カタノメの世カタノメ小書カタノメ小カタノメあうまる物カタノメ。永正奥書カタノメ本カタノメの本朝書籍目錄カタノメ。日本紀三十卷とシ。承和元年小藤原長良朝臣カタノメの奥書カタノメ一給カタノメする本カタノメ。日本紀とゆるカタノメ原カタノメの御典カタノメの名カタノメるカタノメ。此本カタノメの事カタノメ。末カタノメは委カタノメりカタノメづカタノメ。さて朝野隆寺カタノメ縁起カタノメ。謹檢カタノメ日本書紀カタノメとシ。あるをカタノメ。例カタノメの文人カタノメの作カタノメ。然カタノメりカタノメ。此紀原カタノメよカタノメ書紀と題カタノメせる物カタノメらを繼カタノメ々カタノメ小令撰カタノメらカタノメし史カタノメ。續日本書紀カタノメ。日本後書紀カタノメなど称カタノメふべき。然カタノメ有カタノメぬカタノメを以カタノメても証カタノメと云フ。然カタノメりカタノメ。さて書紀とゆる由カタノメ。新紀カタノメ。師說カタノメ依カタノメ注カタノメ。日本國帝王事カタノメ謂カタノメ之。日本書紀カタノメ。又曰師說カタノメ。宋太子詹事范蔚宗カタノメ撰カタノメ後漢書カタノメ之時。叙帝王事カタノメ謂カタノメ之。書紀カタノメ。叙臣下事カタノメ謂カタノメ之。書列傳カタノメ。然カタノメ則書紀之文カタノメ。依カタノメ此故云云カタノメ。とある義カタノメある。然カタノメを尾張人河村氏カタノメ得カタノメとシふ古本カタノメ。

小紀シラキ。大々オカシに書紀シラキとり題シラキせりと。其實シラキを
らを。昔ハヤヒのさやから人の私シラキある事シラキ。さて鈴屋翁シラキの
日本書紀シラキと云シラキ。うけむらぬ名ある由を論シラキひて。書紀と称
らるるも。真シラキ小紀シラキを生シラキる事シラキあがく。そりかくううを
至シラキて有シラキとある書シラキをねやくから書シラキふて。漢書唐書シラキも云シラキる
小歎シラキ。何シラキとある日本紀と公シラキふく名送シラキけ給シラキする物シラキあくべ
きを。今私シラキは何シラキと云シラキせひ。日本文德天皇實錄シラキ。日本三代實錄シラキ
村氏シラキの得シラキすとらぐる本シラキ。書紀と題シラキするを。勘シラキくめ然
る人シラキのあるを。鈴屋翁シラキの論シラキ。よかくうふきく。中々シラキよ原シラキ
書名シラキを辨シラキ。誤シラキあり。も一省シラキを言シラキむ。元正天皇紀シラキ。一品舍人
親王奉勅修日本紀シラキ。云シラキ。奏上紀三十卷系圖シラキ。一卷シラキとある小
據シラキりく。唯小紀シラキとつまき云シラキひもさくべき。さきど見シラキ在シラキ本
小日本書紀シラキと

題シラキ。省シラキきこと書紀シラキとを。鈴屋翁シラキの譽華山蔭シラキ。小書
と云シラキ。もも難シラキひ。事シラキふんあく。鈴屋翁シラキの譽華山蔭シラキ。小書
紀シラキ。古書シラキの有シラキ。が中シラキ少シラキ。ひも尊シラキ珍重シラキたく。やごと。御シラキ
典シラキ。小シラキも。じ有シラキ。さる小取シラキ。て。古學シラキの為シラキふへーも。不足シラキ。
ちく。小縁シラキ。あく。まちひ有シラキ。然言シラキふ故シラキ。お。古事シラキ。あく。御シラキ
史シラキ。お。淳シラキ。古シラキの傳說シラキ。失シラキ。過シラキ。後シラキ世シラキ。傳シラキ。む
ため。あ。是シラキ。さき。其シラキ史シラキ。ど。古シラキ。き。上シラキ代シラキの事を記シラキせよ。や。う。
唯シラキそ。の。有シラキ形シラキ。あく。ゆく。潤色添シラキたる事シラキ。文シラキの章シラキは。く。
自然シラキ。小具シラキ。を。て。い。美シラキ。き。あ。む。有シラキ。を。此シラキ書シラキ紀シラキの作
ざ。ある。然シラキる古シラキ傳シラキ書シラキ。を。依シラキ。あ。が。ら。當時シラキの。世シラキ。中シラキ。好シラキ。と。小叶シラキ
て。悉シラキ。漢史風シラキ。改シラキ免シラキ。と。詞シラキ。そ。の。方シラキ法潤色シラキの多。有シラキ。

あらば事ふきよ意よき人其潤色を加ふあらば凡て萬物を。
ひあく漢めきたらむとからきるはくふあべての詞也。
古エ非ざる事を更ふをひちば文の改ざまふ依ても其事
も意もおのづから古の傳の趣とも違ふる事も少り或もい
う取る由とも聞えかく成ぬる節そへキモカ小交もあど
く大く上世の意もうち然もき果て世小知る人あく
かむ成きりくる此を物の譬までひちば彼古傳書のやう
人の像を寫しかく小顔やうを更ふをひちば形姿衣の
色あやあで其形のよく小物したるが如くふく古の有形
を目め前ふ見るが如く小多む有くるを此書紀と世人の

好み合へむとく。そり古く寫せる狀をぞ対て見る目あ
し之と書成たまび其人ふと似も致すで、ゆくらぬ漢人の見
形ふと見ゆぶ如し。抑人の像をうなぎひ繪を玩むひとに
も非ざきを、ひあふ見る目をあく死も其人ふ似ざりむ
と甚済ふる事あらば也。然書改たるを見てむ。ひうじう
其人の真の形を知らるべく。世々の物も人たゞ其
繪の状のあく。きふの心を留めて古の形ふと似てや
ありひ似ずむや有らむと。尋もあらぬむひのあきらむ
心ぞやあく古き世の繪もうち見るふと。はべう筆を
えて見所をさぶ如くあるが。今一たび能見せば後世

人の及がる所の有る。今操り上手めく花やぎたる
方小の。人を目を留むるが如く。少す文の少す意
の。世小免でて。此事を知らば。ひそかにそめ漢め
きたる事をゆく。めでりする。又心あるをかく心ぞや。と
有。小感おどろきて。是以も論ちき。説あり。實か。日本
紀。古の實を文飴キナカサ失へると見ゆる事多。次々
小文飴を加へる物非。と思ひ。も灼く。其証ナリ
其。証を得。其をう。若槐幾齋と云。人の見う。し。古寫
本の日本紀の押紙。小裏書云。日本紀三十卷。崇道盡敬皇帝
所撰也。舍人親王。大炊天皇の御父。坐。彼天皇の
天平宝字三年六月小崇道盡敬天皇と謚し給へる

故ふかく記さき。近者文臣請詔數增補之。合歟旨永歎秘符。
嗟呼欲取一時之寵輒アラシ千古之實可不痛哉。愚竊寫原書藏
之函底。若是證乎。來世幸矣。承和甲寅左衛門佐藤原長良謹
記。と有し。と以よ。此事を前より京人橋本経亮の自書記し
小。若槐元三郎が物語。む。浪華か所見。日本紀
裏書小。日本紀異本裏書云。件の文を寫載。甚め
く思ひ。其若槐氏が於くいふ。人考る。尋問そ
ま。海く年復思ひ。とつよ。過み。文化十年の四月
申。と。殿。京。上。在。つる。深。若槐
幾齋。翁。朱熹流の儒者。少す。と云。う。と。我
友山本勝従。物語。行。と。聞。て。若槐。と。云。少す。心
し。と。と。や。が。勝従。中人。と。う。経亮が書。う。文を
書寫。と。問。え。の。小。今。五十年。う。と。の。む。難波。小
物学。往。在。間。書商。人が。日本書紀の系圖。一巻副
る。古寫本を見せて。此を既。小西國人。賣。と。あ。

久々頃をきをさうと云をあぢしそく。あひだらう借りて帰
りてあらう讀あそせうるこぞひりき。あれ異本裏書の文
を押紙をく在るを。寫しもたましに。従年怪亮は与へ
るを。訪らひと。書つけ。あくセたまふ。さへあり。立め。立
齋スカイが。江戸小帰る事とあく。立め。いそぎ。小急
で止ぬ。口年ハシメテ。あそき。又いとゆる古寫本の日本
書記のこゝ。因ふ問ひ。立め。立め。立め。立め。立め。
此本論ル。證シテ。そり。長良公の行狀。文德實錄小載ヒツ。而
一證シテ。そり。長良公の行狀。文德實錄小載ヒツ。而
とく實イタチ。仁ヒト。かくしき。彼裏書小記さき。而
事をも痛嘆ハラハラ。仁ヒト。かくしき。彼裏書小記さき。而
そミミル千古之實ハラハラ可不ハラハラ痛哉。と云。あぐの文。小眼コマツを著て辨ハラハラ。而
文德實錄小。齋衡三年秋七月癸卯。權中納言兼左衛門督。後
二位藤原朝臣長良薨。贈大政大臣正一位冬嗣之長子也。志
行高潔。寬仁有度。弘仁十三年爲内舍人。仁明天皇在儲宮時。晨
昏侍坐。花時月夜賦席射場。天皇每許以交敵之恩。長良逾修學。

冠帶アヒタ不敢和獨。天長元年二月叙從五位下。二年二月爲侍從。
十年二月爲左兵衛權佐。三月轉爲左衛門。侍太子殿祚之日。
叙正五位下。兼和三年正月叙從四位下。云云。天皇晏駕之後。
哀泣不絕。如父母初断噉肉。求冥助也。仁壽元年十一月叙正
三位。四年八月爲權中納言。薨時五十五。長良兄弟之間友愛。
天至接士大夫。常以寬容人無貴賤慕而仰之。後至于元慶元
年追贈正一位左大臣。三年重贈太政大臣。有子六人。第三子
基経。今摄政右大臣也。基経幼少之日敬愛異於諸子。古人有
言。知子不如父。誠哉。と。其仁脉ヒトナリを見よ。彼裏書
を書給す。承和甲寅。元年。公の三十五歳の時。小當奉り。
又其後。延喜四年。小日本紀再修の事有しと知ら。其事所。其
多醍醐理性院小藏傳モテ。其本神代の下巻モテ。
一帖存る。おのと前小文化の中モテ。京小在。時。或人の
墓して祕藏モテ。借得て見たり。本書粘葉次第紙モテ。其墓本を見る
小。書いふ字多く。一書の文を細書モテ。古。又其細書の半モテ。本書のさより小かく。恐し。或も一書を本

書小かき交へあつて。ソシモアリム事。ちあそがふ字體を吉
様切と古筆ふ目ろどある人。書體ソリハ紙品ソリヒ。今よリ四
百年を過り前小寫せる本あるべくと云フリと云。又厅假字み
きどづてありて採々くちりもくもいし希少ながうと。こ
ともいふく書ひがめぐるが多うと。此假字を後か別人も
書するりもあまと。され 卷首小普通本のぶやく日本書紀第二
卷うど人のひきとぞ。卷首小普通本のぶやく日本書紀第二

神代下と云きて其行の下小ひきをあちて。是曰^ノ祇世と書
キ。假名もかくのとし。さて此文小准へちもあく第一
卷小ちくられ例不是^ヲ日^ノ神祇世とあそくあらす。 尾の卷
名の下小こ是も同^シ。よ^シ小神祇世代下と書終矣。され
も准へおもふ小第一卷ふる神祇世代上と在しをよべ。
さてそ^レ神祇世代と云。第一二卷神代の部を別ちたる稱
ある。す。但^一其神祇下卷を今^レの神代下卷。 云
ども小校べ見る所一二字ぢやくも異あると。ま(後
燐)ハあきど。今^レの印本と類聚國史小添する神代紀
又これあきの本どもの異あると。合ひ合ひがる。れ

ハカ^レ同ト。あど^レアガハシマム。アカ^レ。ハ^レ。異
ある。あは^レ。あ^レ。他^レ卷々^レ。今^レ。今
知るべき。かくてそ^レ全文を。今^レ。本ども。尔
按^レ。見^レ。然^レしも異^レ。孫^レ。其^レをもたら
再修せ。文を。他^レ卷^レ。あ^レ。此^レ卷^レ。再修
すべき事^レ。少^レか^レつるが故^レ。首尾^レ
卷名の下^レ。祇世神祇世代か^レ書るが異あると。
知ら^レ。其^レ奥書^レ。文少^レ。再修本^レ。べき事^レ。推して
從五位下。守右少辨。藤原朝臣清貫^ヲ。右大史正
六位上。兼行筭博士。阿保朝臣巨賢^{カタタガ}奉行^ス。位祿

官符文等。每枚別在之。と記せり。此文解ササシてかく
を。かくタテマツル。讀考ある。此ハタテマツル日本紀再
修の詔タテマツル。其業成して奏進タテマツル。本案のタテマツル草案本
ある。よしさて年号の下タテマツル。勅月畫日と在る。其案ど
もの奥タテマツル。令條の例は准タテマツル。奏進の年月日を題せる。がく
あく。其月の定タテマツル。さる。候タテマツル。月次の數タテマツル字位
を空タテマツル。月字を書タテマツル。日字の上タテマツル。例のあく。日次の數タテマツル字
位を空タテマツル。書タテマツル。月日タテマツルの上タテマツル。數字を書加タテマツル。こや
此草案がある。しかる月日タテマツルの上タテマツル。數字を書加タテマツル。こや
を遺ワス。また。その傍タテマツル勅畫タテマツル。あく。を後タテマツル。小轉寫

せふ人の月日の二字の上タテマツル空タテマツルを見て。字の闕タテマツルと
ゆひ。傍タテマツル書る勅畫の二字を。その脱字ありと意得て。か
の二字の空タテマツル位タキ。小書攬タキマシへたタキし。その空タテマツルと
詔書タテマツル。勅書タテマツル。勅符タテマツル等の案の奥タテマツル。年月を書タテマツル。日字の上タテマツルを空タテマツルして
書タテマツル。奉タテマツル。上タテマツルを御覽して。宸筆タテマツル。日タテマツル。次の數字を畫タテマツル。返
下タテマツル。給タテマツル。うきを御畫日と申し。其を覆タテマツル。奏タテマツル。奉タテマツル。式の行タテマツルて
返タテマツル。下タテマツル。給タテマツル。時。年号の上タテマツル。可タテマツル字を畫タテマツル。給タテマツル。可タテマツル御畫タテマツル。申
し。論奏タテマツル。字を畫タテマツル。給タテマツル。聞タテマツル。御畫タテマツル。申タテマツル。公式タテマツル。令タテマツル。禁タテマツル。秘タテマツル。
抄タテマツル。併タテマツル。見タテマツル。知タテマツル。べし。うち。然宸筆タテマツル。加タテマツル。ふ。そ。うち。ぐ
勅畫タテマツル。と。御畫タテマツル。申タテマツル。せ。こ。や。記錄タテマツル。見タテマツル。アリ。此日本
紀奉タテマツル。勅タテマツル。再修案タテマツル。く。く。の奏案タテマツル。小准タテマツル。奏上タテマツル。勅畫タテマツル。の後
更タテマツル。小。再修本タテマツル。奏進タテマツル。た。ま。し。も。の。も。の。ま。ま。

○かく註タテマツル。後タテマツル。西宮抄タテマツル。見タテマツル。御畫事タテマツル。

詔書タテマツル。勅書タテマツル。及タテマツル。勅符タテマツル。並用タテマツル。畫日タテマツル。詔書タテマツル。勅書タテマツル。等タテマツル。覆タテマツル。奏文タテマツル。並タテマツル。書タテマツル。口タテマツル。諭奏タテマツル。

及諸衛擬舍人タテマツル。奏並タテマツル。畫聞タテマツル。復任タテマツル。皇太子タテマツル。令旨用タテマツル。畫日タテマツル。公式タテマツル。令今按タテマツル。

公式令勅旨式無御畫日又覆奏不可畫可而舊例有之此依年
中行事文欵是就何所注欵但大唐六典發日勅如詔書有御
畫用黃紙勅旨式如本朝然本朝不制此式何依彼六典乎延
喜天曆之間度々有此難或不給御畫勅符或又無御畫而前
例有之未知其意と見えり。さて人に考合すべし。奉
行とを再修の事を。ぐゞとの二人一く奉行せらるた事し
ある。すしすく位祿官符文云云と再修本の寫手の人々
の祿物を紙數の功程小應タチへて賜へるが其官符を別小在
里といふ由をかゝそ矣。記しおくる當時官家通用の俗
文ある。すしきく此本を彼長良公のいふく嘆き也。近者文

臣請詔數增補之云云と記し給へる本を。す更に潤飾え
せ給ふるあるべし。欽紀小引たる新國史小延喜四年八月
廿一日壬子是日於宜陽殿東廊令初講日本紀前下野守藤
原朝臣春海為博士紀傳學士矢田部公望明經生葛井清監
等為尚復紀略小八月九日大學寮差進日本紀尚復一升一日講日本紀と見らる。此處小合へ。公卿
辨大夫咸以會云云と見えり。もともち其本をもて講
せたすひ一ある。よく事状を思ひ。また天慶六年の
竟宴歌の擣直幹の序ふ上起混沌下別人神始於辛酉之元。
神武天皇紀の始ふ是年太歲甲寅とあき終於壬寅之歲。今
と辛酉年と云ふ。即位の元年をさせり。日本書紀三十卷持統天皇の十一年丁酉八月乙丑。禪天
皇位於皇太子と云ふ。までもあり。壬寅を大宝二年小く持統天

皇崩御の年ふく續日本紀小記さきくり。舊に持統天皇崩御の頃の事まぐ記さきくりと續日本紀又讓アシテ後小崩らしきするあるよし。さうど此序の下文よ自天孫云云神倭云云。洎于持統禪讓之際アシテとひる文ふより。紀の今文のみ終と同じきふやとも通ゆれど。正ニ於壬寅之歲スルと書たを。在持統天皇崩御アシテの事を書く。禪讓云云のみ文を。辭さまう拙きふや。あく支干の建タチま惣三十卷云云。自彼の今本とを異ぬ。ふもあらむ。

天孫云云神倭云云。この天孫云云も上起混沌カハシタと。遙か後云云。神武天皇の御事。洎于持統禪讓之際傳以洪基。文武を一ト歎舉て云へる。云を。持統天皇の文武天皇の御位を讓謳歌之初受其暦數ヒヨウジ。ことを持統天皇の文武天皇の御位を讓を給す。事を云。文と聞ゆきと。上ふ論へる。支干乃は四十二帝之興衰者纖微必錄一千ヒヨウジ。事を相符せざ。

餘年之治乱者旨要無遺ヒヨウジ。とある支干。あく御世繼の數も。今本と異ぬ。神武天皇より。神功皇后を數へ。持統天皇まで四十一代あるを。こゝ小四十二帝とある。二

ハ一の誤寫カクシタ。此書肥後本をあそそ。他本を見られ。訂まべきよし。よく本のよふて論ち。誕豐青皇女を。皇代小崎らしきたるふよき。其を扶桑畧記。水鏡。紹運錄。など小和銅上奏の日本紀外。此皇女を。皇代不入奉アシテある由見え。此序書く。時ハ紀ハ。かほ此皇女を。皇代小立アシテられ。後ハ。公等勅を奉り。日本紀小續アシテ。國史を修撰アシテ。續繩本紀の前修本アシテ。其由別小奏上らしき。時の表文。若夫裏山肇基以降。淨御原御窟之前。神代草昧之功。往帝庶民之略。前史著。粲然可知。どあるを。ふや見て。當時の日本紀小。皇孫尊の天降坐る時アシテ。天武天皇の御世アシテ載らしき。往帝庶民之略。とひきと照應たる文ふく。皇孫等の天降坐。すて以降。天武天皇の御世アシテ。大小皇業を恢弘アシテ。神代の始より天皇紀の終を云へる文ふく。日本紀又載らしき。神代の始より天皇紀の終を云へる文ふく。あらざ。ふもひ泥アシテ。あく同じ竟宴歌の中アシテ。得聖德太子。從四位下行右アシテ。

中辨藤原朝臣師尹佐支珥保敷波奈乎者於幾豆登与止美
已萬津爾者見萬須伊呂那賀利介里。と有至て平假字の詞
書小ち多も、のそひのあーたよ。ちくのみ。太子ともろ
とも少。そゆあそびたすふよ。みとぞひてのとまそく。さ
太子こうすゑまくも。のそひを。あぞらくのもの。まつむ
はくひさく。きかど。ゆゑ小ふも。ーろしとのとまへ。足。
とゆゑ。此歌よよゑる太子の事蹟。今世よ傳え見る日本書
紀よ見えず。太子傳暦。三年甲子春三月桃花之旦云云。と
ゆゑ小符。天慶六年の頃の日本紀よ此事蹟の文有し
こと知。傍。天慶六年ハ延喜四年。然きを天慶の後小り。改。さ
うと四十年の後あり。然きを天慶の後小り。改。さ

せらきし事の有。其御本の今小播。ご見るを。ること
疑。か。竟宴歌序。あく。端詞。の漢文あるを更より。歌も。真。假。
平假字も。其歌の事実を。日本紀。ふよきて御國詞。小書る中
小を。今。日本書紀の文義と。異。少く。打。あそぬ事の見ゆ
るを。其原の文今本と。異。有。し。よ據。するよや。又。それを
作る人の本文を。讀。そこなひて。おきしら。させし。ふも。有。べし。
さく。その平假字も。書。こと。後。小。別人。の
書。入。た。物。を。よ。こと。決。し。合。せ。見。て。知。る。よし。
まく。か。の幾
齋が見。ある。異本を。印本。小。較。ある。小。文字の異同。少からず。
中小を。印本の景行紀。二十五年の一章。二十七年二月壬
子の一條。異本。無く。印本應神紀九年の一章。異本。無く。
印本四十年の一章。異本十四年二月の上。小。ひ。ある。その
異。本天智紀。小。大友皇子受禪の事。や。も。ほ。り。と。い。ま。る。

當時當時、さミ小擇記小擇記せるまマくかカくムとみミどドがガりタきタまバ、後後小書小書そシのノへテ見見すベしシとヒいヒふフこコせタりタるタるタがガいイくクほホどドもモあアくク、そシ小江戸小江戸小歸小歸ることトありアリてテそシのノちチことトあアぐグくクてテ在在経経るルほとト小シ幾齋幾齋を年老年老て身身まマうウとトありアリとシそシそのノ書書そシのノへテあるアリものモノをヲ見見せてセテやヤみミぬヌるルそシうちウチをヲ今今其其大友皇子大友皇子受受禪禪のノ事事、見見えエすス、といシるルをヲもモてテ推考推考るル、其其本本はハ大友紀大友紀もモしシるル、しシさてシ大友天皇受受禪禪即位即位おコそシをヲ明證明證あるアリをヲもモてテ既既小水戸水戸光圀卿光圀卿大日本史大日本史を撰撰給給ひヒ、大友天皇紀大友天皇紀を立立てテ、皇統皇統を定奉定奉そシまマいイきキ已已もモくクあアふフくクもモきキどドそシの紀紀小盡小盡さシきキざザらラこコうウもモを採集採集えテてテ考考ふフるル小日本紀小日本紀の原本原本小シ壬申壬申年年をヲ大友天皇紀大友天皇紀を立立らラしシたタるルをヲ、後後小改刪改刪くクそシの壬申壬申年年をヲ天武天皇天武天皇の元年元年とシしシ、其其小歛歛くクてテ天智天

武持統三代の紀紀の中中文文をモ改改らシきシたタるルとシこうコのノ所所一一をシるルべくべく推推知知らシきシたりタリ、但但しシ其其改刪改刪らシきシたタるル時時を考定考定むシべシよシかカうウきキどド弘仁弘仁ちチ前前のノ事事をモ知知らシきシたりタリ、喜喜式式の首首小小加加へヘるル弘仁弘仁二二年年小シつツくクもモるル件件の幾齋幾齋が見見曆運記曆運記かカ大友天皇大友天皇を御代御代小シ載載せ奉奉らラばバ、件件の幾齋幾齋が見見たタくクしシ異本異本をモいイおオ大友紀大友紀を除除みミざザきキしかシのノ本本あアるル、まシてテいまマかカく論論へルことトのノ考說考說、ことトあアけケるル事事とモ書書集集をモるル長柄長柄山風山風小シくクはハくク論論へル申シるル、此事事のノ說說大旨大旨をモとモべベくク色色ふフりリ、此外此外異本異本ごそゴソを校合校合るル小シ異異る處處のある是是も繼継くク小シくクるルがガ

改める事の有る事を、やく清輔朝臣の奥義抄と日本紀本を以ひたぶへる事に過ぎべし。於れと定がよしと云ふきたるも、かくも違ひあるしあり。さてさて、欽明天皇紀二年の處、御子たちの御名を記されても分註は一書云々と有て、其下文小、帝王本紀多有古字、撰集の人屢經遷易、後人習讀以意刊改傳寫既多、遂致舛雜、前後失次、兄弟參差、今則考覈古今歸其真正、一徃難識者、且依一撰而注詳其異、他皆效此。と注されたる小依て案ふ小、此文この紀の凡例とし本紀とも古事記序よ見えし。帝紀の類なるべく、書籍目録小、卷數を記さるど、帝王本紀とあるを、其う否み知らる、文義た、帝王本紀も古書にて、古字の多く過ぎて、讀がよむ處の有るを此を撰集め籍作る人々、古ヒ讀よして、今用ふる字

又遷易記して、將來る有るを、それを後々猶人の習ひ讀くもてゆくが爲通えが、とくに依て、誤字からむなど思ひて、私の意もて判改する事、其を傳寫すること、既によ多く遂に甚しき列記參差へる事とさるありぬ。故今々古今に考覈して、誤識が、去る由をば、註よ譜す。此紀を撰み記せし、されど一徃小、此效と知りしと云ふ意ときこえり。さくちく古字と小、此效と知りしと云ふ意ときこえり。さくちく古字と漢の古字あり。そは彼國の國風として製造る字の、次々訓より、或と更に各々私に製を増し、或と廢え、又と字古今よ傳れる古書等を、彼國の字書小も、後殊物あるを見えざる古字許多ある事も、當時の多有古字云々といふを以思ひ合すべし。此註卷の初つゝよ有ルベキを此處小しある。ある一書の文へ殊よ多きよよて前後をろ詮じ、雖小底ての註は一書曰、一書云々云々と云、と云へる文もあり。又その一書の中、ふど有る依一撰而注詳其異。

と記されする異傳小く神代紀小も其例モテて三様小書生
た。三様ミクサ記はきつる事タナ只何とあら筆フク筆マツカに非
子物なるべし。徂ハシ天武紀二年ニイ下シテ云云トある。一
處シテの處シテいわば此を必ハシメ下シテ本ヒト云とあるべき處シテ。本字ヒトカ
脣リブたるものなふべし。其一本ヒト云とある例タマシめとぞ下シテ小
いふを。又髻華山蔭ヒヅカマツシキ追加スル吉田兼俱卿ヨシタタケギの抄シラフは
いそく流通の本ヒトカと一書ヒトシを如シテ註シラフの細字スモコト書シラフ之シテ。吾祖兼
也。故家本ヒトカと一字ヒトシさげて大字スモコト書シラフ之シテ。と云々。件ヒトツのご
日。此一書ヒトシを天上天下海中スカイアースの神の語シカグり。與正文不可優劣
とく。家本ヒトカと一書ヒトシを大書ヒトカはト部家ヒトカ本ヒトカ。其家
本ヒトカの世ヒトカ。あま孫ヒトカをきるをちる。後にとちり。兼俱卿タケギを
きる。故に。一條天皇の御世ヒトカの頃ヒトカ人ヒトがきども。其家
のころ字ヒトカや流通の本ヒトカを細字スモコト書シラフ是シテとあきはあり。といふ
も。ひ。と。さて兼俱卿タケギの抄シラフと神代紀印ヒトシ。すく又類聚國
史シラフの神代紀ヒトシの三様ミクサとも小み字スモコト細字スモコトに書シラフはいをゆる
書シラフの本ヒトカ。流スル通スル。後ハシメる。神代紀印ヒトシ本ヒトカ諸本延喜本ヒトカの
大書ヒトカ細字スモコト互ハシメ同じかく。ぬと。う。乃ヒトシ終字スルをもへを。ト

部家の本ヒトカ。大書ヒトカを細字スモコト書シラフ。其大細字スモコト書
く。小も讀むふも煩ハシメりしれをいき。書寫シラフもん心ハシメく。小
ものせらふ。故に。本ヒトカからりて。此餘ヒトカ某者ヒトカ云云ト也。是謂シカグ云云ト。
今云ト云云ト亦名云云ト。此云ト云云トれどある訓註シラフ。原ヒトカの紀
の文ヒトカ。其餘ヒトカ多く後ハシメ人の加筆カキイる。舊本ヒトカ云。一本ヒトカ
云。別本ヒトカ云。かどハシメある。本ヒトカ書シラフも記シラフべき。小非ハシメむ。極
め。後ハシメ人の異本字シラフ合ハシメて書シラフ入スル。と見ゆ。中ヒトカを。和銅上ヒトカ
奏シラフの本ヒトカ。又加筆カキイる。本文ヒトカ攬入スルと見ゆる處シテも。代ヒトカ
紀ヒトカある。山蔭ヒヅカ論シラフ。其論シラフさて神代紀ヒトシ。書シラフ譜纂ヒトシ
濟記ヒトシ。百濟本記ヒトシ。百濟新撰ヒトシ。高麗ヒヅカ沙門道顕ガ日本世紀ヒトカ。あど見え

たるこれねままで書名を顯して注アラハをル、例よ非アラれ
ぞ。こそも後人の加筆あることを決し。魏志ウチを引くが如カフみ小
て年紀シテをあらうる處あるも。後人の立アリあることを論アラハ
もあり。餘アリ傍書アリ。從新羅アリ至社稷アリ。清本アリ為疏アリ。猶可見アリ他本アリと
書アリ類の處アリ。もとあれ有アリ。いそゆるアリ其アリを一々小云
疏アリ本文アリ攬アリとおもぢり。處アリあり。其アリを一々小云
むき。いせアリ煩アリはしきをば言アリ。此心アリひして見ぞ。大旨アラハの
考アリ違アリか

今云云亦云云云出云云元云云。附主アリ。根アリ。の
文アリ。其余アリ。餘入アリ。神章アリ。云云。本
正アリ。具アリ。而アリ。則以アリ。本アリ。云云。
トシアリ。其餘アリ。方以アリ。本アリ。云云。本アリ。云云。
時事アリ。本アリ。云云。本アリ。大昔アリ。鴻毛アリ。書アリ。本アリ。云
云。本アリ。其アリ。時事アリ。本アリ。云云。本アリ。其アリ。時事アリ。本アリ。

日本紀年曆考

上古の暦日號アリ。もしに。真暦考アリ。をきたる。あこせに
さる事あるべに。日本紀アリ記アリたる。をうそし風アリ
年紀シテ暦日アリ。ひのひにて定められアリ。もとつりく考アリ。尔
そはまだ革曆部類アリ載アリ。昌泰四年辛酉二月廿二日。三善
清行朝臣アリ勘奏アリ。請改元應天道アリ之狀。一今年當大麥革命
年事。云云。易緯アリ。辛酉アリ爲革令。甲子アリ爲革令。云云。詩譚アリ。云。十周
參聚氣生アリ。神明。戊午。革運。辛酉。革命。甲子。革令。注。云。云云。謹按
易緯。以辛酉。爲蔀首。詩緯。以戊午。爲蔀首。然而本朝自神武天
皇以來。皆以辛酉。爲一蔀大麥之首。此事在アリ未出之前。天

道□□自然符契。然則雖有兩說猶可從易緯也。云云。今依緯說。勘合倭漢舊記。神倭磐余彥天皇從筑紫日向宮親帥船師東征。討滅諸賊。初嘗帝宅於畠火東南地樞原宮。辛酉春正月即位。是為元年。四年甲子春二月詔曰。諸虜已平。海內無事。可以郊祀。即立靈畤於鳥見山中。謹按日本紀。神武天皇。此本朝人皇之首也。然則此辛酉可為一蔀革命之首。又本朝立畤下詔之初。在同天皇四年甲子之年。宜為革令之證文。といひて。おほ革命革令の説をも擧ぎ。おほ又皇國史と漢史ふみえても。辛酉と甲子の年改變事を牽合せし。云云。といひて改元あるむ事を奏されたることをみえて。此勘奏小よりて是年七月十

五日延喜と。さへき以定信がくを説あぐ。もはうして舊改元あり。さへき以定信がくを説あぐ。もはうして舊くよき然る説をたゞ。いもじく。きるもじをあまし。か。暦部類小。元應三年辛酉年。大外記中原師緒朝臣の勘文。小。清行朝臣の勘文。小。易緯云とある文を舉て。就之按之。易緯十卷中曾無此文。云云。粗考典籍。五經曆等。引易説有此文。同曆記經。然どつれて。その説を難免する説あり。然きば。清行朝臣の易緯どつれたら。ハ。五經曆等を引たぐらきたる誤あるべし。いづき少とも。もはうして。のうそ。一説小ていある。おま今其論説小つきて。さらには。按ある小。神武紀の首章。よ。東征として。幸あせる事を記して。始て年の干支を舉て。是年也大歳甲寅と記しそれよき干支を舉て。年紀を記されたり。さてその甲寅の干支を。もはうして爾雅。十干。先甲。十二支。先寅。曰攝提格。淮南子。小。天維建元。常以寅始也。三五曆記。小。歲起攝

提元氣肇始有神人號天皇。といへる趣の説も合へるに似たま。又同紀戊午年小御兄五瀨命軍中小薨あり。必ず饒速日命長體彦至殺して歸順ひ奉る由記されしる事ども。いとゆる革運年ともいふべからざる事也。故迄らく考ゐるに。そのかみも後にして作られたる干支を世小用ひられてゐることのあるべくもあれば。年次月次日次の定あるはれど。とりて後めどもくはあらざらべきことをよりあるに。件の甲寅戊午辛酉甲子の年より當て御所為の合へるさぬふれこゆるを。もろそくの暦法を用ひらるゝ御世と取りて。そきを上つての事ども。暦小名を

ある年月を當て書記せるもの。やうゑくにひでまうりきむをはるか遠き御世の古傳説也。近づけゞかれる御世をかづく推のぼせて。神武天皇の御上よれしかよびて。そのかみの御所為の次第にあちせて。件の四干支を當ても後もしの星運の説も合せ。年紀をもくられ渡るものあるべし。但しそへ日本紀を撰ばるをもあつた必然ものせうきたるか。續紀元明天皇の養老五年二月故トシレ如所言云々と詔へることも見えたり。此前年日本紀奏進あり。そのみちやくよき歳よつきて。吉凶あどさゞぎ多かる説めあき。世謡ヨロシもいふをかりあり。御世ヨリ。革命革令の星運の説を主張して。神武天皇の御世の趣小牽合せらき。説によきて。已もくよく上古の年紀

を定らるゝたゞとむ趣。よくはやくより至史あどみ。然年紀を
至推考へたる所。作にて當ゝる書のありにてもあるべし。まるはそやく
神功皇后の御時より。かつて漢文字を用ひあり。論
ハ年次月日も字をば。を源こしがぬの韓國の正朔を取
用をありするめを。此事を下。云ふを。其定は書記せるものも
あるを。古事記少々の御世のころをさうかと。うを
ぢりてを源こしがぬの暦を行ひをきへる。推古天皇の御
世まで記さし先々へるに。年紀月日小係て。凡ちやかよ記
きる事の。ひきも見えへることもあき。天武天皇の大御
慮に。ふかくおもほひ趣あるとして。又あがく年紀月日をも記

させりはざりけるあるべし。古事記序。小天皇詔之。朕聞諸
實。多加不虛偽。當今之時。不改其失。未經幾年。其旨欲滅。斯乃邦
家之經緯。王化之鴻基焉。とくえくるを既。前前世の事。年紀
月次。などを推量にて。定め記する。各のゆりくるをも。既。違。
正實。多加不虛偽。とれたまぐる中のひとは。うづづねば。それ
し。されども。源こしこ。各の比べても。あまり。はかなぐ。か
あるの歎事。それも。あるを。き世の。さぬ。あき。さく。小日本紀
を撰ぐしめ。あひ。も源こしこ。各の死事。かして。こうも。さく。年紀
月日をも定め。當て。知ら。うづ。うき。とほしく。さて。又
訂ち。うづづ。小委とく記しき。るもの。あるべし。さて。又
書紀。小形。天皇元年の條事の。また。これ。是年也。
大歳子支。是年を。仁賢紀。のみ是歳とある。例。又。達へ
れ。も。おもい。合ひ。在。一。万。と。書。紀。に。大。歳。太。歳。と。大。太。の字
と。是。ノ。小。書。て。諸。本。も。よ。く。ぞ。と。と。ふ。か。定。が。く。う。と。ど
ことは。り。漢。國。少。く。星。運。と。り。ふ。こと。を。さ。ざ。す。る。に。大。歳
といへる語。當。ア。と。き。う。す。き。ば。ち。だ。く。大。の。字。

さゞめ書と記されたる例あるにはさて考るべし。ま
たヨリリ見あつて考へて考るべし。ま
にも後漢の古書。春秋史記。漢書。二國志。あづ
以て類似編年史。すこ尚書記。紀年と干支
を配當て記すはとさく見えど。日次も。干支もて記
せり。皇國にても。書紀を除き。次々歴史。どもい
も。年小字で。干支を記されたるは。毛後漢の
例。小字で。れたらる。あるべきを日次も。毛後漢の例よ。干支もて記
記されたり。但し。三代實錄より。日數書紀。尔の
日次を。呂て。干支を記されたり。
又志み大歲干支を記されたるも。肇めて御世
御世の年立干支を定らるべくが故あ。但し。も

後漢の史書。ともふ。志う年と係て大歲干支とかくらえ。
をさく見あつて。忠例ある。繼體紀二十五年の條注。百
濟本記を引載て。其文云。大歲辛亥三月云云。と注され。うる
よ。うちして。れても。は。其尤も。韓國の。を。じ。の書。が。み。よ。し。
この百濟本記。どの例。は。據られ。う。し。に。も。あ。む。か
くて。書紀。は。その大歲干支を。元年。の條下。不記。され。た。る。な
る。を。いかなるに。それを考へ。ふ。し。る。を。め。ぐ。じ。か。く。御世
弘事の。や。小。と。と。大。歲。を。記。され。と。り。や。を見えた。其
ハ。み。だ。神武紀。は。即位。う。り。前。か。始。え。て。大。歲。甲。寅。と。記。され

たるを上よ論へるが如し。又綏靖紀より位元年之前年小
于時也大歳己卯とある。此き小神武天皇崩御ひて後手
研耳命の御上承傳きて、ああくの御事あるを三歳が間
を空位のじゆ記されする中の事より多くし。干支を舉て
其年を示すれども形多ぐ。但し紀中あぐく是年也大
歳と記されする例ある。尔木下
るを、く、は、う、いの文あるふる。是年紀中形づく御世
の始毎年元年と標らきする例ある。神功紀より首章の末
に是年也大歳辛巳即為攝政元年と記されする。皇后應
神天皇の攝政ふてねちしぬあぐく差別ケナガをあくとせめた
るを、く、は、う、いの文あるふる。御世六十九年皇后崩御まくる條の

事の末ふも、是年也大歳己丑明、年應神天皇の元
年ふも例めことく
大歳
庚寅とある。されども、これもあぐてちゆくの攝政の
御世あるを、差別をあくとせめたる形多ぐ。その
際ウ少は、天武紀二年の條事の末よ、是年也大歳癸酉。
ともえり、こは、も大友天皇の紀。元年ふ、大歳壬申。天武
紀元年ふ、大歳癸酉。と記さきたりはるが、故ありて後よ改
削あり。大友紀元年を除きて、天武紀の元年と定られたりを
むことを、ものの元年紀の條は、大歳を削り遣し、元年と改ら
きする條、記さぬべく大歳を、こともするもの形多ぐ。
此考へ長柄山風ふうはしき難し。さて又皇國より漢法の曆モロコシザ
論あり。く、は、う、いの文あるふる。

を用ひ始よりしより考るに、必ずいふしを暦と
いふものとおからし世は年月日といふとしまつて、か
らおゆくからむきだぬりありて、事たゞひなましもの那
まづし。其へ先師の真暦考よりりしとられたらるが如く
にて、みどりよするこそおもべくまきざし、おひよづくも
あくば漢かみ魏志東夷傳は、倭人云云ちく。皇國の事記
ちる中は、魏略を引て其俗不知正歲四節。但記春耕秋收為
年紀。といふには、おうぶ國の如くこうぬかふ暦日を定むる
事の記かを法源趣をもくおうびて記ちるふく。おほかる
合アキ。魏志の撰者、晋陳壽也。應神天皇の御世升八年の當
年五十六年少して死する人なり。魏畧の前より在來

し各ある事著し。をほろ後漢の世はうれりと。皇國人は
ヨコシよ彼國よ渡り。その國人を度て來まし事中外經
緯傳か辨へ記せん。又真暦考小月次のきくめを法源をいだき
の御世をとどもさざかふを知るがくまきども。暦をもち
ひそめうへよし比らきは、ちるかに古の事とと思ちうれ
む。もしを難波高津宮の御世仁のう後ふをやあそむ。
また甲子といふ事を用ひはじめらきとも。同じ御代をも
うその事をうそむ。かくてあくの御世へを経て後は暦
をもじはしめあひうるうそ。月次の月と夫の月が因
る月とをひそつあはせて、いふみの日ひをうれ日とい
ふ日次も。一年一月の日數も、みも哉はやうふ定あきて。よ

らば今の如く小へなまをうると論ひ、又を後こうしの國に
こよみの皇國は渡り來はる。あら師木島宮の御世欽の
十四年ふ暦博士ある暦本をたてめられと百濟國は勅ひ
きて、同十五年に暦博士固德王保孫といふる人ありて來
はる事見えり。それ始なまうむさきどりまく世には
行なれざましと又小治田宮古の御世の十年に百濟の僧觀
勒といふがあらて來く暦本を獻ささむ。陽胡史の祖玉陳と
いふ人、ろれ僧は暦法を以て事あきらと見えられ
ども、此時もあきらしきこれを用ひて、世はおこあひはじめ
きくまし事を見えば、政事要略は此御世の十二年正月朔

より始て、暦日を用ひあらしと見えり。さもあるべし
といふをす。これよつきておも考かみ小件の欽明紀十
四年の度に至る六月遣内臣使於百濟云々別勅醫博士易博
士暦博士等宜依番上下令上件色人正當相代年月宜付還
使相代又ト書暦本種々藥物可上送とみえたるをうくお
もふれ、ちやく神功皇后の韓國を征き、其國の御政せさ
せりふにあはせて、かほ國小て用ゐる文字とも朝廷よ
ても詔詞書せく賜ふべく、又上古よりありこそあくにて、
神ながるあるおもかがる御政の又少ては新しき臣服

來きるこちたき韓國人を治めたり御政少は備ちくらみ
とあるを治べきをさうに其韓人の情コロを知召して治め給
はむ小々便ちきかくもあるべく又ろは國コロを奏せる事
あらをも記しありしめりとづく。そのほあらを海づる便く
かるべりをば。その文字の義をもろがくかて知召しらぐ
て便ちかくむかくかく。この事よかけてもかほく用
ひさせうへたらべく。この文字の皇國よりけり來り。其を
おほくし籍を召上ぎく。其國風の事を学びとらせ
きいはる趣う本末う考へ中外経緯傳よ論アリ。下よみの
國小て用ひ来る年月日次の定を知召さばてき。八十艘
の調貢船ミサキの往還を正さるべき便よ後しからぬべく。

はるこなふても見る定あくむ小かきとく形とある
しあさする小便ちだるぎあれど。かくかの國少て用ふ
る暦。一年一月の日數の定。あらを年々小召上で用ひ給
ひまゆしめるべし。もろがく外の國々を懷々あらし
を正朔を授くをやひひて。とび臣國乃とと称ひて。これた
けく誇をるやは。以とくちがふ殊うて。そののみ皇國にし
ておのび國の暦を授け用ひさせて。其
ことはあらば。おづみ其定。あらじ。ちゆづふたうひたま
つきせ。うく國を治めりととして。みれ國小て用ひ居き
る正朔を獻らしめし。取用ひまひうちしハセモアリ
てその欽明天皇の御世。おもびてき。その暦を多く用
ひりをむとして。其道の博士を召上で。常々交替仕奉るを
之詔ひつけられ。暦法の書をも奉らしめ其趣を聞召し。臣

たちの中をえりびて。かほく學バせうひすりしるべ
しかくて、敏達天皇用明天皇崇
峻天皇の御世を塗て推古天皇の御世をおもい
て。紀三十一年冬十月百濟僧觀勸來之。仍貢曆本及天文、地理、
書云云書也。是時云云陽胡史祖玉陳習曆法。大友村主高聰
學天文道甲云云皆學以成業どみえりがきて同十二年
より其暦を用ひり。始て天下小領行はせうひとしる
其政事要略廿五卷。小儒傳云。以小治田朝十二年歲次
甲子正月戊戌朔始用曆日。伊呂波字類抄引載本朝事始ハも如此ハへとみ
えたる是あり。書紀ふそ是日小始賜冠位於諸臣各有差。と
見えて始用曆日の事みえりが。今重事を記一洩さきべと

にあらざれるを既く寫脱する本の今後世小傳ちれる
をのるべし。さて又今も法隆寺ハ在る釈迦佛光後銘文
小法興元卅一年歲次辛巳十二月云云明年
二月廿一日癸酉云云とある辛巳年也。推古天皇二十九年
に當至ア。下其下文よ癸未年三月中如願敬造釈迦尊像と
記ある癸未年也。同三十一年よ當至て此佛像を造至てす
然ア伊豫風土記よ載る。大分速見湯の碑文よ法興六年
歲在丙辰とみえり。同天皇の四年よ當至ア。此ハ彼
暦日を用始矣。十二年前ア此ハ後
小定めアる暦日を遡カく作るものとす。さて以
てゆる法興の年号をア後の御世のとは其趣同じか
い。すべて上古の年号年立の事へ長柄山風の附錄年号論
のみ中おひへ。互
其のち持統天皇の御世をおもいびて。政事
不考合ア。右官史記云太上天皇持元年正月頃曆諸司アどみえり
は前頃曆の例外別々諸司ごとく小曆を領賜之事を

始する由である。この事書紀には見えず。さて此右官史記も持統天皇の御世の事を。太上天皇元年と記する。おもへは文武天皇の御世。の右大史の記ある。元嘉暦與儀鳳暦とみえり。中根元圭の皇和通暦小件の五年を元嘉暦を用ひ。文武天皇元年より儀鳳暦を用ひ。ひさしきもの承るといへり。此元圭といへる。暦道小早計て精しき人ときこゆきべきをえて然る。うそあるし形る。かくて皇和通暦より持統天皇。遅至神武天皇歳月支干。昭然可見。而推諸異邦諸暦率多抵牾。伏誓崇神天皇時。遠荒不奉正朔。遣六師討之。載有明文。則知吾邦神聖開基自有若天授民之教焉。世多惑。歷古杳邈。湮滅不傳也。今特因史籍。支干朔望之所在。推而求之。則其法具存矣。蓋三百有餘年間。三更斗憲。神武天皇東征甲寅。

以至仁德天皇十年壬午。凡九百八十九年一法。今號曰上古暦。同十一年癸未。以至皇極天皇元年壬寅。凡三百二十年。一法。今號曰中古暦。同二年癸卯。以至持統天皇五年辛卯。凡四十九年。一法。今號曰晚古暦。といひて。持統天皇以前不知用何暦。則又不知用何建。どひへど。此考説の中より。晚古暦を至るを意得。し。さるを四年庚寅の十一月より。勅始行云云。持統天皇五年辛卯といひ。其暦を頒行ひ。さるを改暦せさせり。詔より。翌五年正月より。四十八年と書き。ふと書錯互たりといひ。又ひそゆる。上古中古曉古の三暦を。神聖開基若天授民之教といへる。ハ。そのかみの國史を熟く読んで。世のさぬを誓へり。まことに。御世。遠荒不奉正朔。と記され。此紀の例の漢文疏潤飾の正朔の語。泥める。からいき。さてこの推算暦法。よらせて。今て。さらひき。説あり。

かのれが考小當て推考あるに。おほそも神功皇后の御世
計と爲り。そのかみ韓國小て。もやくよりを後くしげま
てさう小作るふる。又も後くしてを得て用ひたるよる。
神功皇后の御世のちじめ法からへ。を後こうは後漢の獻
帝が世うる後ふく。ちやく夏の定め。故如仁德天皇の十年
く今。の正月を正月として在らしめり。仁德天皇の十年
壬午まで。百濟の暦日を用ひ。そのほど其國人等ぞに
命ぜ。其暦法小どとて。上世よ遡^卷て年紀を製らしめ置て。
さて韓國御征のはじめよき。御政はあらかるつむとを。
もはう記されめたり。又上古より語継來見る古事をも。か
法所記されめり。又上古歴の間あり。か
くて仁德十一年癸未よきは。明帝が世よ當きり。みの國小

て改たるをも暦日を用ひ。るほど。上かも論つる如く。
欽明天皇の御世小たゞびて。百濟より暦博士をめさぐて
其趣をさうしめし。その暦法を習ちし試みて。こあくさく
暦本を作らしめ。とせさせたり。とせん。業形^{コト}で也
ミたりし。推古天皇の御世三十十年に。さう小玉陳小命せ
て。百濟僧觀勒は暦法を習はしめ。業成て。ときは始て
その暦本を作らしめ。十二年甲子より天下小領行志
多^シ。仁壽四年より。是年を以て。隋の文帝が世
其暦法を改めた。と。そのか
み百濟の改法を以て。又皇極天皇二年癸卯よき。
暦法を改め。改め。改め。改め。改め。改め。改め。改め。改め。

せうる考ふべき由歟し。と後こしは唐の太宗が持続
世^代貞觀十七年^{から}て、かほ元嘉暦を用ひたり。をも
天皇五年^{から}元嘉暦を用ひる。元嘉も劉宋の文帝が世
御世^{より}當きり文武天皇元年より儀鳳暦を用ひる。としを唐
の高宗が世^代年号^{から}て、天武天皇の御世^{より}當きり。さて此
後改暦の事もくはしく通暦^と記しつれど、くにい
たびりあき。さて又神武紀の首章^{から}天皇云々謂諸兄及子
は云々す。さて又神武紀の首章^{から}天皇云々謂諸兄及子
等曰^下上文の例^{より}依るか。子^の字^の彦火瓊々杵尊^と天關^と披雲
路^と駆仙蹕^と關仙の二字印本誤き。以戾止^と是時運屬鴻荒^と時鍾^と
草昧故蒙以養正治^と此西偏^と皇祖乃神乃聖積慶重暉^と多歷年
所^と自天祖降跡以逮于今一百七^と而遼邈之地猶未^と霑於王澤^と
王^の字印本玉^の誤き。とある文中^の自天祖云云の二十三字。
至今古本^{より}據る。

印本そのほか古本^{ども}にも多く本文^は書連ね^{する}を。契
沖^と荷田^と東麻呂^等の校本^に細字^とみ^る。故意^をつきてよも
讀考^{ある}る。毎^通本^のごとくかし。よも連ぬきは。多歴年
所^自天祖降跡^の九字<sup>。其意重^{めて}いざばく^る。かきこゆ。ちの
き^ぎそ^の二十三字^を細字^小書^て。本文^とせざる本^を正^し
き^うる。な^お、猶それも訛^みし。もやは後人の傍書^{あざな}
ん^じ。注^のごとく書入^{して}る本^{ある}べく。通本^を其傍書^{あざな}
て、脱文^を書加へ^{して}るもの^{ある}べき事^{相照}して知るべ^れなり。紀
小書撓^へするもの^{ある}べき事^{相照}して知るべ^れなり。紀
中^{この}ほ^然然^{として}ぐいの混^ひ彼此^{ええ}。崇神六十五
年^{七月}</sup>

任那國遣^イ那噶叱知令朝貢。と見えする。小次の垂仁二年
是年任那人^イ那噶叱智請^{シテ}之欲^シ歸于國。蓋先皇之世來朝
未^シ還故。云云とある。蓋以下の十字を後人前紀を跡^シ見す
之して。旁書あるが本文小攬入するものあること決し。か
うるたゞひの校本どもを見てたるものあること決し。か
混ひあつたり。校本どもを見てたもの合はべし。もろれき
其二十三字を^{シテ}攬入文として削^サて正本とすぐし。はて
單^{シテ}天祖降跡より。云云といふ年數のことを論はる。余
あは^シは皇國^{シテ}暦日を用始^シひたまし趣^ハ。上^シは論へるが
ごとく^{シテ}れば。神武天皇より。上世よ遡^シて年紀を造らむ
小さく億兆^{シテ}よりよらむ。年數もひでえをもど。みくらむ
小さきそのかく。皇孫尊の天降坐^{シテ}年あり。ゆくとせとい
ふぞかり。ほゞの小傳をもぐき世のきみよゆくば。故天皇

の御言小も。是時運屬鴻荒時鍾草昧。云云。多歴年。及
と詔へ單^{シテ}立かへりて。そく^{シテ}自天祖降跡。云云。と
年歴を詔^シべ^シ。釋日本紀。此歴年の事を注
おもひみべ^シ。されば。正志古典。神代の御世の
攬^{シテ}入^シる本^{シテ}ふや。正志古典。神代の御世の
年數を記^シることをは。をさく^{シテ}。古事記。老子。穂
穂牛見命の御事を。坐^{シテ}高千穂宮。伍百捌拾歲。とだ。一
くどう^{シテ}小記^シされたる。又みだるをさく^{シテ}。書紀。書紀によ^リ載ら
れざりつるはたきて其年數を記^シるもの。こゝの深
おもひ合べ^シ。おもひ合べ^シ。延喜式の首^{シテ}添^シる。歴運記
の上^{シテ}書にみえ^シる。延喜式の首^{シテ}添^シる。歴運記
の題名の下^{シテ}方^{シテ}今名公卿記と注^シ。此書いふ所^シ
の由^{シテ}式^{シテ}添^シる。諸本とも小あそび^{シテ}出雲、
君の校^{シテ}へらき^{シテ}中の一首章^{シテ}。按本紀紀一本^{シテ}は
本^{シテ}無^シ。書^シりと^{シテ}等^シ諸

書。昔者天津彦火瓊々杵尊始從降始王西土ありありよ拙省
くひ誤字あるりふ。次彥波濱武鷦鷯草嘗不合尊。據三代經一百七十
九万二千四百七十餘歲。並時世遼遠。事迹神異。具于舊記。更
不煩述。云云。どひひて帝世より漢地の年代を引會記して。至
今上弘仁二年辛卯云云と。以衛。以べく年曆とも。其年小
限至てあるせど。文も拙劣く記しがるも。そひは急書に
て。そのかみのう後の他の書ホガとも似つかひ。あこせよ
其御世の書カタるに。おぼづふ形をよくちせらる生ど。此
書きもとより記者の拙劣ツタナかとしにてもあるべし。づれ
かも古きものそひみえたり。さへづれ。もしもし善くみえの

實の書あるむるを。日本後紀。そひ弘仁二年より二年前。
大同四年二月の勅。倭漢懃歎帝譜圖。天御中主尊標為始
祖。至如魯王。吳王。高麗王。漢高祖。命等接。其後裔倭漢雜糅。敢
垢天宗。愚民迷執。輒謂實錄。宜諸司官人等所藏。皆進。若有挾
情隱匿乖旨不進者。事覺之日。必處重科。と見え。倭漢懃
歎帝譜圖の類の書。小説。小史。小史也。歴運記。よ
前天皇以還。年代綿邈。史無詳錄。按帝系譜等諸書。據歴八代
九百六十八万餘歲。既非經史。未為實錄。聊復存之。以廣異同
といへるこづれ。小史。おもひ合ひ。べし。かくて書紀。傍
書。ちり。かの年數。此歴運記の説。をうきるか。然
つづき同説記せる他書。よらずても。ものせるな。そを

そも然むかと遡^ハよ遠き神世の年數をもめせる事も漢國
かて三皇五帝などくる世の年紀をはからしらごとして。と
て、どり不定ハだら荒唐說ミタリコトるものあるにあせても。漢の司馬
は、はいすゆる五帝あり記して。年紀もあよも詳く記さざ
るを。唐の司馬貞諸書も依て。三皇本紀を作り補ひ。又一説
はうきて。天皇氏地皇人皇の世數をいきるを合計する。又
八万六千六百歳ばかりと云ふ。其後五龍氏などいふ十
七氏の世あり。年紀詳あくびといひおきて。別く春秋緯
を引て。自開闢至獲麟まで年の年數。云々とくへるを。いま神
武天皇即位辛酉まで。あくべく計られ。三百二十七万五
千九百二十歳をうそよ當生を。さて此三皇の事を注。又蜀
の譙周ミ古史考。晋の皇甫謐ミ帝王世紀の二説を採る
も皆なるべき由り。是のほか竹書紀年。史記。左傳。大
いのものふを。する趣なる年代の事ミ。皇國ミても帝王
編年記。その外古き年代記の類。もあくしの然る年數を
うり。くよいへるも。本ス我が國の書どもよまれるものと見
え。かくしてそきくみほろひを。さる類が年代を謾る。

記ある。も後ろし書のうれりれ渡來をうりし
よ依る。其本書の今絶するもあるべきなり。皇國の神
代の殊ある趣をうすれて。たゞ國初のかきよとはひく
後きて。おとうりきぬ小姓とゆるを。ゆゑに事よ競ひおもひ
し。かは國のあるが中の一説は合へるか。あくたゞ其説
に競ひするかてもゆるべし。神武紀ははじめて見えする
干支をよじかに。いきゆる一百七十九万云々の年曆を作
りて。かね歴運紀のどもを説もひでうりしものあるべ
し。あると僧師練の撰べる元亨釋書王臣篇に。神世一百七十
九万二千四百七十餘歳といひて。歴運記と全く同じ年數
小へれるに。白山明神傳ミ明神の語ありとて。我是伊奘

諾尊也。云云。天津彦火瓊々杵尊受祖天祖太神勅降治此國。始為地居饗國。三十萬八千五百四十二年。生彦火々出見尊饗國。六十三万七千八百九十二年。生彦波瀨武鷦鷯草薺不合尊饗國。八十三万六千四十二年。云云。神武天皇者鷦鷯草薺不合尊第四子也。在位七十六歲。天皇年四十六。始登皇位。辛酉年也。記。神語。託。僧徒の例にて。今更論。件の年歴を立てる。説を。やくよ。至らざれるとも。神語。託。説のそむかみ古く。元享御書を讀見。師練と僧の。巖澄空葉。の。黨の類。心正しき人。心。の。偽説。

記す。人とは。もくき。書中。載する事。み。前。録。又傳聞。記。と。虚誕妄説の選。多くもの。せり。も。ち。れど。と。其道。拘泥。故。難むべき。非す。件の三代の饗國の年數を合計。一百七十九万二千四百七十六年。佛法和漢年代暦。三代の世數を同く。して。天祖。火瓊々杵。至。草。不合。尊。百七十九万二千四百七十六年と記して。全く相同じ。此年代暦。前。京。在。注。和漢年代。兩國。年暦。雖異。說多。正依。貞元。御教目錄。兼抄諸家。和漢年代記。矣。と記し。卷尾。観應元年四月廿五日。校。諸本。畢。と。あり。くは。呂家の時。あり。に。寛正本。天神祇の年月と見え。古卷。ある。王代記。天祖天降以來。至。神武天皇。合。一百七十九万二千四百七十九年と記す。天祖天降。三代の事。

あるを至神武天皇としを書るは此天皇の御代よりよ
りあとひふ意よりこそも年代暦元亨釈書にひく當
ともは同説の年數あるべきを云々七十九年とあるは
九十七六の寫誤あるべし此胥たゞ一本見する所みあつれ
小てへども他本を校へばあつれ此書があるせるも又同説なり。あくそのある古紀年代
記の類より古書どもにえず三代の年數を合せ計ふ
第にみかねは惣年數を合へど。其も下より安くる。但し此
歴年の説を作めるがもと三代の御世がもよ當てし。歴年
を作るとするを惣スする年數あるが。あく三代惣する歴年
を作るとするがゆき志を後より三代より配當てたるるみ。そ

本末へ推考ふべき由みしがくしてこれは惣年數を書紀の年
紀よりきて。神武天皇即位辛酉年の前年庚申より遡算を
バ瓊々杵尊の降臨といへるは。乙酉年小當をとさせてゆく
暦運記。説の年數一百七十九万。云々七十餘歲。ど
ひへるは。それも少くある書よ。七十の下のみ字の滅損。ね
かもちて。明承本。うござましよもきて。餘と書るがるべし。さざ
かりの許多の數は知られたりむよ。うづうに十年小当た
らぬぞかとの間の。小數の傳説の缺づき小あつざるづけ
をば。まだるに數を書べきとはあるべくおぼゆ。されども
とより偽造の説あれど。それ作める人の心から。うざとお

おめあしたるこおみしらひもて作たりしにてもゆる
べし。あくは釈書ふ明神の語とせらるどもき説へ件の云
云餘年といへ説ふうて其をさう小三代の御世ごも
小配當てたる説を作り人のそむ配當の年數を合せて
云云六年といふ記せるかゝの説よきるものとす
べし。かの元亨釈書王臣篇 小神世云云七十餘歳と書るハ暦
運記五あるそみもとほくの書によりて記せる下て白山
明神の傳ふ三代の饗國の年數を記するぞ。佛法和漢年代
數合いて偽妄説とはいへど其原説とこそはきこえられ。皇
通暦より古暦法と立てる説は自天祖降臨甲申距神武天
皇東征歲在甲寅積一百七十九万二千四百七十一距即位

歲次辛酉積一百七十九万二千四百七十八等上といへる
は。あくは各紀云云七十餘歳とある餘歲のさだふるさざ
りにありてせう。あく等へくるものなり。さるは書紀に記さ
きする暦法の後小傳をきる暦法と異なる由よ心ばうじ。
神代の年數の妄説をさくよ信て知吾邦神聖開基自有ナカ
若天授民之教。といへる。そこはあとしむるべくれ
くで然る偽妄説作を出せる意ハ北畠親房卿の神皇正
統記。此書も櫻雲記も奥國元年小作とて常陸より吉野へ
統記献せらる。由え。奥國元年ハ北朝暦應三年
小當瓊々杵尊の條。此尊天下を治め事三十万八千
五百三十三年。此年暦三十一年八千五百四十二年とある
し。此は年暦と他の書どもあると全同と曰く。是
猶下の偽妄神世歴年の目安を見て知るべしといへ
是より後天子小作より神たちの御事を年序知
りがふる小也。天地よりかきしおと以來の事。幾年を経たる

といふ事見えたる文なし。抑天竺の説より人壽無量をも
す。八万四千歲か。それより百年か一年を減らす。百二十歲の時或へ百釋迦佛出たりといふ。此佛の出世也。鷲
鷄草薺不合尊の末さぬの事也。是は神武天皇元年辛酉佛滅の後二百九十年
あくまでもあり。是より上へ百年か一年をもして。是をはうるに。此
瓊々杵尊の初め法事引書の分注と其自注と云ひあり。下あるも然なり。次小彦火々出見尊の條よ。此
や當そ侍らん。人壽二萬歲の時。諸佛を出給ひ。時に
と云ひ。次小彦火々出見尊の條よ。此
尊天下を治め。事六十三万七千八百九十三年。といふ
と震旦の世はじめて。万物混然として。於

きば。是を混沌と云。其後輕清物へ天と。重濁物へ地と
形。中和の氣を人となる。是を三才と云。是あでを我國初
はくざ其はじめは君。盤古氏天下を治る事。一万八千年。天皇
地。皇人皇孫どひ。王相續て。九十一代一百八万二千七百六十
年。是を。あはす。き。一百十万七百六年。是一說を明か
ら。ああしが盤古のはじめを此尊の御世の末つか。尔當
るべれふ。といひ。次爾薺不合尊の條。此神の御代七
万余年の程。小。を。後。三皇の初め。伏羲と云。王。あ
り。次。神農氏。軒轅氏。三代。あせて五万八千四百四十二
年。一說ふを一万六千八百二十七年。然らば此尊の八十万
餘の年。あくまでもあり。親経中納言。新古今集の序。伏羲

皇德の基志て四十万年といへり。其後少昊氏顓頊
きの説より起るに、覓束とも事あり。其後少昊氏顓頊
氏高辛氏陶唐氏堯有虞氏舜也と云五帝合て四百一年。
其次は夏殷周の三代あり。夏小吉十七主。四百三十二年。殷
少主三十至六百二十九年。周の世と並りて。第四代の主を
昭王と云。其二十六年甲寅の年をも。周おこうとて一百
二十年。この年を嘗不合尊の八十三万五千六百六十七年
にあく。是今年天竺小禊迦佛出生し。又しまに八
十三万五千七百五十三年に佛御年八十にて入滅志給々
至毛汲アシを昭王の子穆王の五十三年壬申にあく。是
と其後二百八十九年をも。庚申にあくる。此神かく

生れせし。迄すべて天下を治め。事八十三万六千
四十三年と云。是より上はかく。地神五代と云申也。
二代は天上より下。三代を西列の宮小ておほく
の年をねらひ。神代の事。其行迹たし。所
らば。嘗不合尊八十三万餘年。其御子磐余彦尊
の御世より。俄は人皇の代と承る。曆數もみじかく承る
事。うちがく。誠小磐長姫詛ある。多く壽命も短く承る
事。あくは。神のあるあく。かく。頓て人の代とあく。承る
事。天竺の説。ごく。次第あく。減ぶ。とはみえべ。

又百王アーチヒヅシと申めり。十々五百少アラガムとあるべし。窮アモリなるを百といへ。百官百姓アド云ふてあるべき。是アリ。是アリかし皇祖天照大神天孫尊アミコトの御ミタマせし寶祚ミツメ。隆當與天壤無窮アモリ。天地アメニタツもむろアラカシす。日月アマニツクも光アラカシす。天地アメニタツもむろアラカシす。日月アマニツクも光アラカシす。寶祚ミツメあるべからば。以アリて三種ミツの神器世アメニタツ現在し給アハス。窮アモリあるべからば。以アリて三種ミツの神器世アメニタツ現在し給アハス。我國アメニタツを傳アハスる寶祚ミツメ也。以アリて三種ミツの神器世アメニタツ現在し給アハス。奉アハスるべき。日嗣アメニタツをうけアハスる皇アメニタツは乃アリんかはアリ。乃アリんかはアリと記アハス。しきアリ。これそのかみはやく。僧徒アメニタツの作アハスふ多アリる偽妄說アリ。をうきアリへるものアリの假アリふことを著アハスし。此書アリに御アリ。さばかアリ。のアリ。おもアリし。みアリ。所アリがアリ。うくる妄說アリをあとアリ。かアリ。もアリ。ほアリした。そアリる。まアリ。あまりアリ。よアリ。ひアリ。さアリ。く。うちアリをアリき御アリ。うきアリふ。あアリ。

アリ。又塙囊鈔アリ。地神五代事。第一天照太神。第二正哉吾勝。勝速日天。忍穗耳尊。已上二神。天上御座アリテ未アリ。此國不栖アリ。給アリ。ド云云。第三天津彦アリ火瓊杵アリ。尊治天下アリ。給事三十万八千五百四十二年。後奉葬日向可愛山陵者也。此一十七万六千八百六十三年。當天震旦。盤古首王持國元年也。其治一万八千歲。ド云云。同一十九万四千八百六十三年。二當天。天皇氏。元年タリ。十三人治天下。事各一万八千歲。已上升三万四千歲。ド云云。第四彦火アリ出見尊治天下。給事六十三万七千八百九十二年。奉葬日向高屋山陵。ド云云。此十一万三百廿一年。當地皇氏。元年タリ。十一人治天下。事各一万一千歲。合

十二万一千歳也。同廿三万三百廿一年當テ人皇氏元年タリ。六十五代治天下事四万五千六百年ト云。第五彦波瀬武薦鷦草胄不合尊治天下給事八十三万六千四十二年也奉葬日向吾平山陵云云。此尊ノ御世八十一萬四千餘歳後漢朝三皇五帝等代持ケル也。又八十三万五千六百七十六年當テ天竺釋迦佛出生洽ヘリ。震旦周興テ一百六年第四代昭王廿六年甲寅歲當ル也。其ヨリ二百八十九年有テ庚申ニ當レル歳此神隱レ御座スと云。又三皇事大昊是慮犧氏ト云。氏風姓也八卦此代始レリ。子孫十五代合一万七千七百八十七年天下持テリ。此元年ハ胄不合尊八十一萬四十

百三十四年合ト云云。儒書伏犧氏ヨリ上ヲハ慥不曰ラヤ。但異書記ニ渾沌未分形チ天地人初メヲ云ルハ又本朝神代体似タリトナン。又廣雅漢土開闢ヨリ獲麟ニ至マテ二百七十六万歳ト註セリ。獲麟トハ孔子在世魯哀公十四年也。炎帝是ヲ神農氏ト云云。子孫八代合テ五百二十年天下ヲ持テリ。黃帝是有熊氏ト云云。一百年天下ヲ持チ洽ヘリ。云云。五帝事少昊是金天氏ト云云。天下ヲ治洽フ事八十四年一百歳御座レキ。此御門ノ元年ハ胄不合尊ノ八十三万二千九百三十一年に合ヘリ。云云。又三王事と云。下に夏殷周ヲ三王ト云也。此元年ハ日本胄不合

尊八十三万四千四百三十二年ニ當レル也といひ、又周武
王ムカシ元年ヲ舊不^レ尊、八十三万五千五百七十七年に當
リ、ノ記せり。此塙裏抄ハ文安二年の頃観勝
寺の僧行誓の記する書なり。こゝの
説よりえてもその妄説作出せる意巧の推察らるゝ。
さるは例の神佛を習合せる最澄空乘など徒法所為よ
へあらざるかとあれかくちき。ろくびくもかの書紀の天
祖降跡の年歴小ゆ免スルもふ論じることあり。阿蘭陀
筑忠雄が記するものよかの國籍をよ々考ふる。小西洋の
國國カナヘイ開基カタチ享和元年辛酉サキウ年歴凡六千二百四十四
八年あるが故にて。その三千九百四十八年を革ハシメ元年
として。西洋の諸國正朔を同ふ。すなまちいは。辛酉の年
も。あきが一千八百零一年とし。よ當まり。といふ。も
もより賤クシ夷國の傳説トシがほどの事トシを事トシ。も
の。

○譯官志
この上古の荒唐説カタチかくて又上小論トシ辨へたる。三神
の御世の上世カタチにかけて。國常立尊を始めて。天照太神忍穗
耳尊カタチで小れよびして。御世御世の歴年を加上して記せ
る。がある。すなまかの一百七十九万云云年トシてもかむ及
がく。許多の年數トシをこゆるに競ひするりである。但し
しそそ元亨釈書正統紀カタチにも載られ。其う後
よりも後よ加、上したる説とみえたり。あつりよふ。そ
れありふあざめき偽妄説カタチ。あれど此
目安く上小論トシの神世の年歴の偽妄説記する書トシも
然カタチに見當トシるかぎりを目安く記す。

○ 偽妄神世歷年說所見書目錄

並切字例

佛 佛法和漢年代曆

觀應元
年校本

元 元亨釋書

東福寺僧師練。元亨
二年撰上

倭 倭姫世記

外宮記錄皇字沙汰文永仁四年
陳狀以此書稱神宮秘記

正 神皇正統記

北畠親房卿興
國元年撰上

口 神代卷口訣

忌部正通貞治
年中撰

編 帝王編年代記

正安年中撰

簾 簾中抄

藤原資隆朝臣元暦年中
撰按至元德二年後人增補

東 東寺年代記

止永亨八年

皇 皇代記

塙 塙囊鈔

觀勝寺僧行譽文安
二年撰

翁 文明本王代記

本書至文明
年中

右三神世歷年所記者十一部

合 合倭漢合運圖

要法寺僧圓智吉田光由同撰
至慶長十六年

運 日本運上錄

本書至天正
年中

寬 寬平本天神祇王代記

本書至寬
正年中

○ 偽妄原說

應 應案本年代記

本書至應安
年中

文 文正本年代記

本書至文正
年中

祿 文祿本年代記

止文祿五年

右三神世歷年加上所合記者六部

○ 偽妄三神世歷年

○ 瓊々杵尊

● 偽妄原說

○ 佛元

倭編 麟東皇塙 寛文
三十萬八千五百三十一年

○ 正

三十萬八千五百四十三年

○ 口

三十萬八千五百四十三年

○ 三十一萬八千五百四百四十一年

○ 運

三十萬八千五百四百四十三年

○ 降化

下鬼。この運の年數云々三年とあるは二年の
事誤ふて原說と同じである。次の二世も原

說と同じさればあり然らば原說の三世の歴數と全
同じことを自己否とすべきを甲午とする合も

すたゞ漫に記さるもの有り此を論ふべくもあらず
事あがくある其ふぐりある趣をあらんとて以
ふ乃

右正口應運ある年數字轉寫の誤あるべし

彦火々出見尊

● 偽妾原說

佛元倭編簾東口皇墻應運寬文謂祿合六十三万七千八百九
十二年。但運云自丁亥至戊午第四代尊神治六十三万
七千八百九十二年之內七万三千八百三十七戊申歲盤
古王生
文正六十三万七千八百九十三年
右正文之是も寫誤ある

鷦鷯草薺不合尊

文正本外傳中水書至文正

● 偽妾原說

佛元倭編簾東皇墻應運寬文謂祿合八十三万六千四十二年。但

寬應正口運云自己未至丁未右三代謂下化現量神代一

八十八十三万六千四十三年

八十八二十万六千四百〇〇年

右正應寬も寫誤あるとみゆ

十六年

右偽妾三神世歷年。原說合一百七十九万二千四百七

十六年

右正應寬も寫誤あるとみゆ

加上神世歷年 偽妾原說不定

國常立尊

寬是神无名云云右第一代謂無量無邊无始无終不變常

住神代一

國狹槌尊

○豐斟渟尊
寬地皇氏治世三万三千六百年

運在天元氣水德神云云人腎元靈神運數百億萬歲

文祿合百億萬歲

○豐斟渟尊

寬地皇氏治世九十二万一千六百年

運在天元氣水德神云云人腎元靈神運數百億萬歲

文祿合百億萬歲

○沙土煮尊

寬地皇氏治世九十二万一千六百年

運在天元氣水德神云云人腎元靈神運數百億萬歲

文祿合百億萬歲

○大戶道尊

寬地皇氏治世九十二万一千六百年

運在天元氣水德神云云人腎元靈神運數百億萬歲

文祿合百億萬歲

○大戶邊尊

寬地皇氏治世九十二万一千六百年

運在天元氣水德神云云人腎元靈神運數百億萬歲

文祿合百億萬歲

○面足尊

寬男神五鬼氏治世二十三万四百年

運女神五鬼氏治世二十三万四百年

運數二百億萬歲

祿合二百億萬歲

○惶根尊

寬男神治世五万七千六百年

運女神治世五万七千六百年

運數二百億萬歲

祿合二百億萬歲

○伊弉諾尊

寬男神神農氏正立尊

運女神神農氏正立尊

祿合一代二神治二万三千歲謂天地循環變化常住神代

合二万三千四十歲

○天照太神

寛治世九千四百升八万四千年
運治天二十五万歳自癸丑至癸酉
文合二十五万歳
應禄五千升八万七千六百七年

○忍穂耳尊

寛治世八十八万三千九百升九年
運治天三十万歳自甲寅至癸巳右二代尊神治三十万年
之內十萬年之時迦葉佛出世
祿五千二十八万七千六百七年
文合三十万歳

この外小雲列樋河天淵記に暦數二百三十四万四千六百五十年昔といへる下の自注小自天照皇太神即位甲寅今至大永三年癸未也といへる妄說ひき。いま神武天皇即位辛

酉よき。大永三年まで二千百二十三年を耗みて算ふるに。いそゆく神世を二百三十四万二千四百七十六年とすれば。然るに上小舉する原說加上說より。いふるはうだりても。いほきの說ふも合ひば。これも一種の妄說小依びていを利と考ぶ申

○附 千支唱考

千支はもや母源をしの國ふて、暦を造る法にてり。年月日を定むる料^{タヌ}よ設^テする名目あるを。也うて日次を称^ヨぶ目。ふも用ひ。但し尚書益稷篇云。辛壬癸甲云云とあるを。四^{ヨウ}日^ヒニ申^{シメ}。殷の世三十代の王は名の下に。かねてす十干を一字づく着る例とせりと見え^ムるを。おのく生日の干を取るるふやあるを。又いや上古は干をかきと用ひて。支を後小作^ヲ加へて。用ふるうそ^モ、せしよをあらざるか。それともふ趣^{アキ}あるじ。いま考^ハ後小年に係^{カク}ても称^フふく^ム。然^シさざめ^ガせきへひちす。呼べる例のとゆきこえ^ヤする事。本考^ムより^シ。暦に之月次にも干支をかきてものほきを。平常^{ツネ}より^シ。其の干支月といふざるりふかもひ合せらぬ^ル形り。さて干

支の義ももとは皇極内篇ス。十ヲ為干ヲ。十二ヲ為支ヲ。十干者五行有陰陽也。十二支者六氣有剛柔也。といふ事むれども此云々べし。其を皇國言ヨウゴンとして。十干の甲乙丙丁戊己庚辛壬癸ノト。かど唱ふる。木ノ兄エ。木ノ弟の義よりとはや々よりひきたまふる。さるこも、きこゆふを。十干のちみの古語アラガル。中納言兼輔卿集の物名の歌ヨシヒル。きのえかどのえを。懸衣の假字ヨシヒル。當てらるる。と。さく此ちみのさざまきる。十二支とももよそやくらりさだめ。さくさく。十二をきく。その十二支のちみうとへ下に論うべし。十二支の子丑寅卯など。ネ。ウレ。トラ。ウホなどよもて鼠牛虎兔形ヨシヒルに當て称び用ふるは。俗ニ酉字をひあきする。古きものなりと云す。おもく。遺ハセきふあり。清輔朝臣の童蒙抄ヒタチモウソウに日もみゆく。あどくえ。それも後顯昭法師の袖中抄ヒタチモウソウに日もみゆく。あどくえ。

の書シテも。然る定に。の形の由ようと年ごとに心る例ある。准へ知る。よかること。事の法のでから籍シテもの中シテ見當。と。後漢の王充が論衡シテ篇。天下有路。畏入南海。鳩鳥生於南。人飲鳩死。辰爲龍。巳爲蛇。辰巳之位在東南。龍有毒。蛇有螫。云云。と。當時も。やくら十二支肖属の説シテ。趣話。十二支。所屬。北周時已有之。宇文護之母與護書曰。昔在武用鎮。生汝兄弟。大者爲鼠。次者屬兔。汝身屬蛇。又陸長源以舊德。爲宣武行軍司馬。韓愈巡官シテ同事宗。唐の徳頃。或譏。年輩相遠。愈曰。大蟲大蟲ハ虎。異名アリ。老鼠俱爲十二相屬。何恠之在。と。

るこも見え宋の王達^び蠡海集小十二肖屬子為陰極幽潛
隱晦以鼠配之鼠藏迹午為陽極顯易剛健以馬配之馬快行
丑為陰俯而慈愛以牛配之牛舐犢未為陽仰而秉禮以羊配
之羊跪乳寅為三陽陽勝則暴以虎配之虎性暴申為三陰陰
勝則黠以猴配之猴性黠卯酉為日月二門二肖皆一竅兔舐^リ
雄毛則孕感而不交也雞合踏而無敢交而不感也辰巳陽起
而亥化龍為盛蛇次之故龍蛇配辰巳龍蛇者變化之物也戌
亥陰歛而持守狗為盛猪次之故狗猪配戌亥狗猪者鎮靜之
物也或云皆取不全之物配^{アキ}肖屬者非也庶物萬類豈特十二
哉况無義理不足信企也明矣^{ナカ}宋の洪熙^ひ賜谷謾錄^{ムハ}は

子鼠丑牛寅虎卯兔辰龍巳蛇午馬未羊申猴酉雞戌犬亥猪
為十二相焉前輩未有明所以取義者今曩日見家琥公選云
子寅辰午申戌俱陽故取相屬之奇數以為名鼠五指虎五指龍
五指馬單蹄猴五指狗五指丑卯巳未酉亥俱陰故取相屬之
偶數以為名牛四爪兔兩唇蛇兩舌羊四爪雞四爪猪四爪其
說極有理^{アキ}之^{シテ}見るこも見えたり此ほどの少も^{アキ}志
みふよそれ說のむやは佛書の大集經^{虚空目品}此世界
諸菩薩等或作種々天人畜生之像於閻浮提教化如是種類
衆生若為人天調伏^{アキ}衆生是乃不爲難若為畜生調伏^{アキ}衆生是

乃為難闇浮提外東方海中有瑠璃山其山有窟是昔菩薩所
往之處有一毒蛇在中而住復有一窟中有一馬復有一窟中
有一羊南方海中有玻璃山其山有窟有一獮猴復有一窟中有一
雞復有一窟中有一犬西方海中有銀山中有一窟中有二猪復有三
窟中有一鼠復有一窟中有一牛北方海中有一金山中有一窟中有一
獅子復有一窟中有一兔復有一窟中有一龍是十二獸
晝夜常行闇浮提內人天恭敬功德成就已於諸佛所發深重
願一日一夜常令一獸遊行教化餘十一獸安住修慈周而復
始七月一日鼠初遊行以聲聞乘教化一切鼠身衆生今離惡
業勸修善事如是次第十三日鼠復還行如是乃至盡十二月

至十二歲亦復如是ど^レ也。此本文以生長を祖庭宇苑
くきらのほこの經文中少し此說ありて十二
獸名を用て歲月日を紀する由見えたりとぞありて十二緣
生祥瑞經小若復有人審諦觀察十二緣生了達善惡憂喜得
失應画轉輪圖寫分別謂從無明乃至老死月日分位次第羅
列鼠牛虎^{組し上}又引たる大集經小え虎を獅子兎龍蛇馬
羊候鷄犬豕十二相狀本形轉輪云云承ど以^レ旨こふとも見え
たゞかく沙佛說も據^レて僧徒の章合せする妄說なるべ
し。組し詩経小雅云吉日庚午既差我馬云云と見えたりハ
シ午^レ十二肖の馬を當^レするよ依^レける行ときうえよりさる
日維戊既伯既禱云云とある註云戊剛日也伯馬祖也謂天
駕房星之神^レといひて以下章推之是日也其戊辰歟といひ
又此章の註云庚午亦剛日也差擇齊其足也云云戊辰之日

既禱矣。越三日庚午遂擇其馬而乘之。云云。唐孔穎達疏云。
必用午日者于辰午為馬故也。又或以之為說。則其說
前後小異。豫て庚午日馬を差ふべく定めか。其三日
は周世すでに十二生肖の説ありしより。あらうは佛説とい
へる。漢國の僧がおのる國の説を附會する妄説もあ
し。するを皇國にて鼠牛などの義とかなくて。もみを定め
用ゐる事と取まつては。ひつゝ頃も重ひ始至を。万葉集
天平寶字二年正月三日戌子の肆宴の時詔を奉てよめ。大
伴家持卿の歌ハッハツ波都補ハツブとみえするハ初子歌り。ま
た同集に卯字と字の借字カナは用ひたり。そむかみ支のきみ小
形カタ。又申をマシの借字は用ひたり。そむかみ支のきみ小
マシと唱ひぐるを。後小サルと唱カタ。形カタをぬるふ也。

但しもとくさサル。とくみうりくるを。うばと轉して。下レ
小當て。書くあじきふもゆ。やまきび。やごめては論ひぶ
たうきど申を。猴サルは當するをみ取ることを著し。然きび初
子の歌ウニ天平寶字のころ。十二支のきみはちやく定
め。此歌ウニ天平寶字二年。世小普陀唱とは能
坐シテ。唐肅宗スケイツウジンが世の二年。當き。世小普陀唱とは能
坐シテ。十二支のきみをそちへてもうれ
物名歌モノヒドキ。いみふ。しき。たつみ。どくみ。た
ま。な。う。う。と。と。と。次第シズ推して知られたり。さ
てその十二類の中。小鼠を。兔を。蛇を。とくむは。うべ
てへひうき。言の。ごもく。ねきど。和名抄。鼠。須美。とよ
ある。ふ。ま。と。鼈。小鼠也。乃良称。たゞ。みえ。野。鼈。文。兔。を。

字^ウ_{ナキ}佐木とくりあるに兔字を。古事記その他古書どもに。字の借字に用ひてきび。ちの單言にものいをしらうべし。
色^ミと^ヘふ例をひきぐみあつてうがれど。和名抄^{シヨウ}などに
^ヘ_ミ蛇^ヘ_ミ倍美^ヘともあるに准へてたもへばそもひひけを。難^{ハタ}古^{ハタ}事記^{ハタ}
歌詞^ムは^ト尔^ハ波^ハ都^ト登^ト理^トともえなきど。又^ニ尔^ハ波^ハ登^ト理^ト
とも^カ登^ト利^トともりふた。古も今も^フ称^ハめり但^シ志^ハの單^{ハタ}
言^ハるか^ハを^トせひくに選^ハびて用ひたり^ハじにき^ハらゆる
も。十二支の名を連唱^{チヤウ}うる音便^{コツツギ}のうかくむゑ^{ハタ}定め
ま^{ハタ}に也あ^{ハタ}む。かくて物も一^ハば干支をとり用ひ始^{ハタ}く
るははじめにか^{ハタ}の御世^{ハタ}から。鼠牛^{ハタ}をひくる説^{ハタ}きる
うみをは用ひう^{ハタ}べくもあ^{ハタ}ざるめき^{ハタ}。干支^{トモ}に字

音にて唱うる例を乞^{ハタ}うる。後に皇國言もて唱^{ハタ}べく。そ
のうみを定めて。世小行^{ハタ}りしめうひありしにぞあるべく

比古婆衣一の巻終

吉也使矣。其後

情一失。不復追尋。其後又復

見之。其後又復失之。不知其處。其後

又復見之。其後又復失之。不知其處。其後

